

# くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2020年7月21日 Tuesday)

第221号 (2018年度-第29号) / 電話: 083-933-5034 ・ メール: [fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp](mailto:fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp)

## 臨床系教員(医師)への裁量労働制適用に不安の声 ～組合、臨床系教員への裁量労働制適用問題でアンケート実施～

山口大学教職員組合は6月29日(月)から7月6日(月)にかけて「臨床系教員への裁量労働制適用に関するアンケート」を行いました。紙媒体とWEBを併用して実施しましたが、併せて51名の方から回答が届きました。(医師のほか7名の看護師の方からのご意見も含みます)設問は10項目、内2項は自由記載方式としました。自由記載についても「(質問9)長時間労働削減の方策」25件・「(質問10)その他の意見」11件と多くのご意見が寄せられています。



なお、回答者の3分の2が附属病院所属、6割近くが助教の方となっています。

「(質問2)時間外労働の実績」については年間360時間以上の方が6割を占め、720時間以上あるいは月60時間以上の方も多数おられました。今回の制度見直し案により、「給与が増えるのか減るのか」という労働条件に関わるもっとも重要な点について、「減る・大幅に減る」が合わせて4分の1で、「分からない」

(47.6%)と合わせると4分の3になっています。裁量労働制の適用について「賛成」は16.7%であり、緊急診療等従事手当の予定額については「少ない・少なすぎる」がほぼ4割(39.5%)を占め「分からない」と合わせて4分の3以上となっています。

なお、制度見直しによる人件費減額分を支援スタッフの増員に充て、医師の時間外労働削減につなげる、という医学部・附属病院の方針に対しては賛否両論ありますが、全体としては支援スタッフの増員のみでは医師の長時間労働削減に有効には機能しないとの見方が目立っていました。

## 様々なご意見・ご提案をいただきました～以下、その一部をご紹介します～

### 「質問9. 医師の長時間労働を削減するためにはどのような方策が必要か」

- 一般病院と同等の収入が確保できる、きちんとしたポストを用意すること。
- 非効率な運営が目立つ。何事も会議ばかり。みんな文句は言うが代案出さない。
- 医師の補充, チーム制・交代性の導入(長時間の外来や手術など)。
- 医師数の増加以外に方法はないのではないか。支援スタッフを増加しても、仕事量が若干減るだけで時間外労働が減るとは思えない。
- ドクターズクラークの採用により、当初は医師の負担が減ると思われたが、実質減っていない。権限がない・知識がない・責任が持てない等を理由に、かなりの時間を要する書類作成等の事務的業務は、結局、ドクターが行っている。
- タスクシフトの内容(その他職種のスタッフで可能な業務)を明確にし、医師の業務量を減らすこと。
- 自己研鑽という名の重労働を減らす。
- 研究、教育、臨床をする人間を明確に分ける。今は全て行っている。



## 「質問10. 其他のご意見」

- 研究、教育、臨床のすべての仕事をするのであれば今の倍は給料が欲しい。
- 緊急手術を含めた手術従事に要する時間外手当は時給として支払うべき。
- そもそも手術行為は自身の裁量でどうなる問題ではないので、適用すべきではないと考える。したがって、深夜・休日以外の時間外労働が「手術」であった場合には、現制度での報酬を維持していただきたいと思う。
- サービス残業をしているスタッフが多くいることも周知の事実であり、その点が加味されているかも不明である。ゆえに、このような案件は職員への十分かつ丁寧な説明が行われるべきであり、その努力が圧倒的に不足していると思われる。スタッフが自信をもって働ける環境づくりを切に望む。
- 増える人、減る人が分かっているなら教えていいのではないのでしょうか。一般病院より忙しいのに、給料が少ないのはどうしてでしょう。
- 職員に対する十分な説明がなされていない現状に問題がある。病院経営のために仕事量を増やせと言い、一方で給与は半数が削減されるという矛盾。医療現場スタッフの献身的努力に頼るのはすでに限界であることが、COVID-19の対応でも明らかになったはず。



アンケートにご回答いただきました皆さま、ご協力ありがとうございました！

## 「全臨床系教員対象の説明会を複数以上開催」「制度変更による給与増減見込額を全対象者へ提示」「人件費減額分活用の効果をも具体的に」等、医学部総務課へ申し入れ(7月10日)

組合はアンケートの中間集約の概要を踏まえて、鴨崎参与名で医学部総務課（課長等、担当者3名宛）に対して、「要望・資料要求」を申し入れました。内容は以下のとおりです。

### 臨床系教員への裁量労働制適用問題について

このことについて、当事者からの意見聴取の場を設定いただくよう依頼しましたところ、当組合との直接の意見聴取・意見交換の場は設定いただけませんでした。貴職等において各診療科を回って意見聴取されたと聞いております。その中で、手当（緊急診療等従事手当）の支給額増を求める意見が相当数あったと伺っております。

この件について当組合としても、6月末から「臨床系教員への裁量労働制適用に関するアンケート」を行いましたところ、数十通の回答が届いております。その中で様々な意見が出されておりますが、今回の制度変更案について「知らない」と回答された方が相当数あるほか、原案による回答者ご自身の給与支給額の変動（増減）については「分からない」との回答が目立ちます。また、人件費減額分の活用による支援スタッフ増員の効果については評価が分かれています。

このため、全臨床系教員を対象とした説明会を複数回以上開催するとともに、該当教員が今回の制度変更案によってそれぞれどの程度の給与増減となるのかを個別に提示差し上げることが必要ではないかと考えます。貴職等におかれてはすでに、「手当化による給与の減少幅の検証結果」をまとめており、対応可能なことと思われまますので、よろしくお願ひします。

併せて、検証結果で示されている12区分ごとの平均時間外勤務時間数（月及び年間、夜間・休日勤務を含む場合は例示）を提示いただくようお願いいたします。

また、医師等からの意見聴取を踏まえて手当支給予定額の引き上げについての検討状況、人件費減額分活用による増員の具体案とその期待される効果等についてもお示しいただくよう求める次第です。